



23生畜第2141号  
平成23年12月27日

静岡県農林主務部畜産主務課長 殿

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

原子力発電所の事故により受けた損害に対して支払われた賠償金に係る肉用牛売却所得の課税特例措置適用上の取扱いについて

日頃より、畜産の経営安定に御尽力賜り感謝申し上げます。

さて、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補填金、肉用牛繁殖経営支援事業の交付金については、肉用牛の売却に係る所得の課税の特例措置（租税特別措置法第25条、第67条の3及び第68条の101）において、当該補助金等を肉用牛の売却価額に合算した上で、免税対象飼育牛か否かを判定し、当該売却価額が100万円未満であれば免税対象としてきたところです。

この度の東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故により受けた損害については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和63年法律第147号）に基づき賠償金が支払われていますが、賠償金のうち肉用牛に係る風評被害等により市場等における売却代金が減少したことを補うものについては、肉用牛の売却価額に合算し、免税対象飼育牛か否かを判定することとなります。注)

都道府県におかれましては、関係者及び関係団体に上記内容について周知徹底をお願いするとともに、適正な対応がなされますよう御指導方よろしくお願いいたします。

なお、今回の通知については、独立行政法人農畜産業振興機構及び特例社団法人全国肉用牛振興基金協会にも送付してありますので、各団体と御協力の上、対応方よろしくお願いいたします。

注) 平成23年度税制改正により、本措置については、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長することとされました。

- ① 免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭（現行年間2,000頭）に引き下げる。
- ② 免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上（現行100万円以上）の交雑種を除外する。

上記の改正は、個人は平成24年分以後の所得税について、法人は平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされました。

